

## 今宮工科高等学校いじめ防止基本方針

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

#### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、自己と他者を大切にし、相手の立場を理解して行動する、人をいたわり思いやりの心を育むことを教育目標としており、そのためにも教育活動全体を通じて人権を尊重する教育に重点をおいて取り組む必要がある。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

好意から行った行為が、意図せずに相手側生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして、良好な関係を再び築くことが出来た場合等においては「いじめ」等の言葉を使わずに指導することが出来る。ただし、「いじめ」であるのでいじめ対策委員会等において、情報共有等は必要である。

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席（生徒指導担当）、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談係、人権教育推進委員長

#### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止のための環境づくり
- ウ いじめの対応（窓口・情報収集・判断・被害者支援・加害者指導・対応組織づくり）
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

今宮工科高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	相談窓口の周知 入学式にて方針説明 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約  個人面談	相談窓口の周知 始業式にて方針説明  個人面談	相談窓口の周知 始業式にて方針説明  個人面談	第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）  「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	体育祭	体育祭	体育祭	第2回いじめ対策委員会（情報交換等）  PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	第3回いじめ対策委員会（情報交換等）

7月	キャリアデザイン社会 見学（社会性の育成）  アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施 インターンシップ （社会性の育成）	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施	教職員間による公開授 業週間（わかる授業づく りの推進）  第4回いじめ対策委員 会（情報交換等） アンケートの回収
8月	個人面談（系専科選択に ついて）  アンケート「いじめに関 するアンケート」実施	個人面談  アンケート「いじめに関 するアンケート」実施	個人面談（進路につい て）  アンケート「いじめに関 するアンケート」実施	第5回いじめ対策委員 会（情報交換等）  アンケートの回収・集約
9月			面接指導	教育相談週間 第6回いじめ対策委員 会（情報交換等）
10月	校外学習	校外学習	校外学習	第7回いじめ対策委員 会（情報交換並びに上 半期の検証等）
11月	人権HR（いじめを考え る） 文化祭	人権HR（いじめを考え る） 文化祭	人権HR（いじめを考え る） 文化祭	第8回いじめ対策委員 会（情報交換等）
12月	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施  保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施  修学旅行（コミュニケー ション能力の育成）	アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施  保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	アンケートの回収 第9回いじめ対策委員 会（情報交換等）
1月	スポーツ大会（コミュニ ケーション能力の育成）  学校教育自己診断	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）  学校教育自己診断	学校教育自己診断	第10回いじめ対策委 員会（情報交換等）  自己診断の回収
2月		スポーツ大会（コミュニ ケーション能力の育成）		第11回いじめ対策委 員会（情報交換等）
3月				第12回委員会（年間の 取組みの検証）

## 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、月1回開催し情報交換を行い、いじめの未然防止に努める。また、いじめ（と思われる）事象が起こった際には臨時の委員会を開催し、事実関係の把握・情報の共有を行うとともに、いじめであるか否かの判断をする。いじめであると判断した場合は、中心となっていじめを解消するための対策に努める。10月・3月には、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめ事象への対応はどうであったか等の検証を行い、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

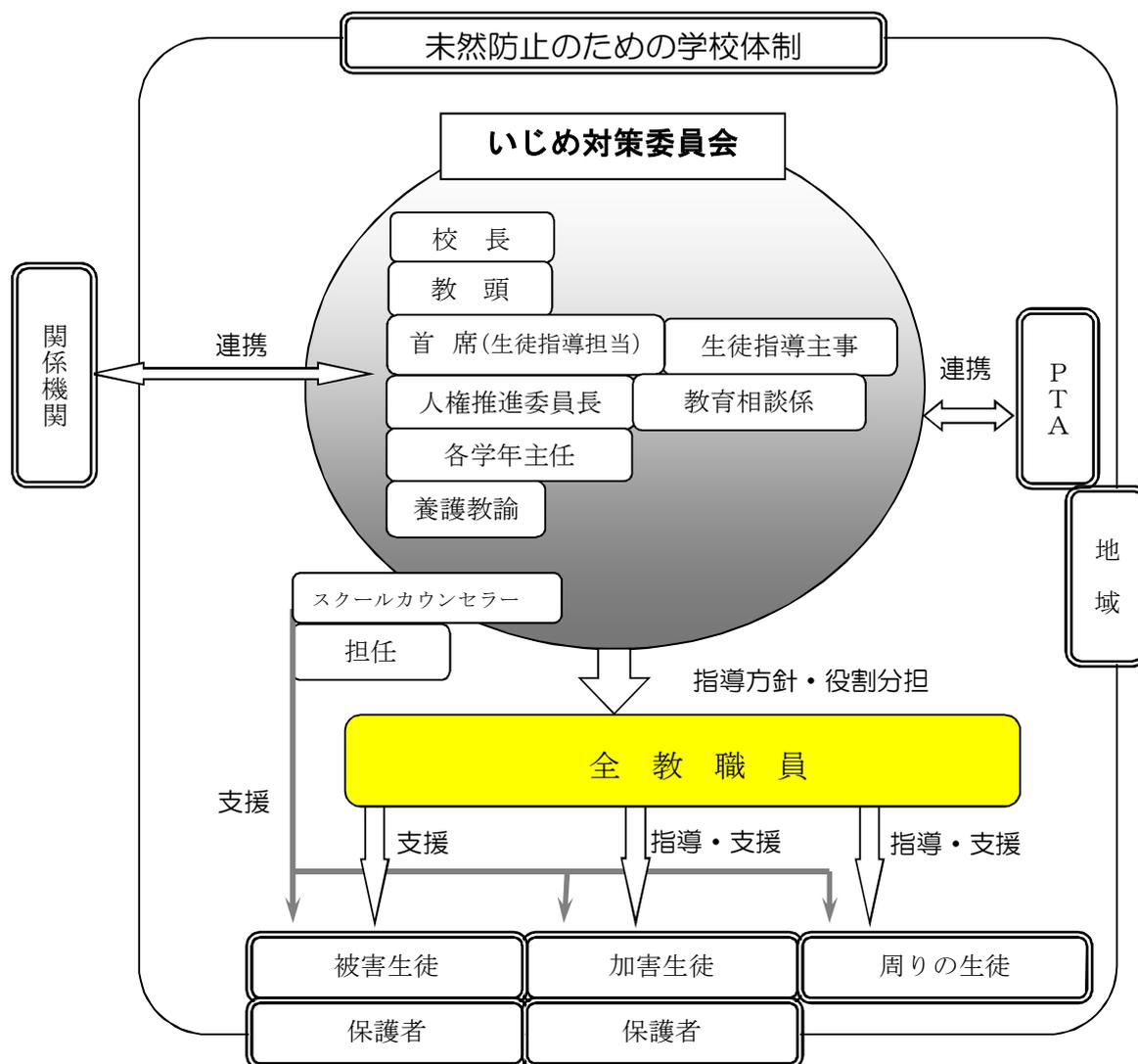
## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### いじめ対応プログラム



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知していく。

生徒に対しては、教育相談体制を確立するとともに、全校集会やHRをはじめ教育活動全体を通じて、教職員が日常的にいじめ問題について触れ、いじめは人間として絶対に許されないことを周知徹底し、人をいたわり思いやりの心を持つ雰囲気为学校全体に醸成していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させることが大切であり、教職員が早朝門前指導での挨拶の啓発運動をはじめ、日頃から生徒に声かけする等、様々な場面で生徒と触れ合い、思いやりのある学級活動や教育活動を展開し、生徒の社会性を育てていく。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、生徒が授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めることや学級、学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことを心がける必要がある。また、教職員の不適切な認識、何気ない言動や態度が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめの助長に繋がるので細心の注意が必要である。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で公開授業を行い、お互いに意見交換や相談をしていくことが大切である。また、授業の規律を大切に、常に授業内容について工夫改善していくことも重要である。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学級役員の活動や部活動を充実させ、生徒が成就感や所属感を味わえるよう支援していき、生徒が集団の一員としての自覚や自信を育むことが大切である。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、スポーツや読書等で発散したり、誰かに相談したりできる環境を整える。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員は、日頃から自分の言動が生徒にどのように受け止められているかを押し量りながら指導にあたる大切である。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、すべての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れることのできる機会を提供する。

具体的には、学級役員の活動をはじめ、体育祭、文化祭、校外学習等の学校行事を中心に機会を設ける。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権HR等で具体的な事例を提示し、いじめの問題を自分達の問題として考えさせる。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは年2回実施する。

定期的な教育相談としては、学期毎の三者面談や年2回の保護者懇談週間等を利用する。日常の観察として、教職員は登下校時をはじめ、休憩時間、昼休み、放課後等、情報端末を含め生徒の様子に目を配っていく。

また担任は生徒との間で日常的に行われている学級日誌等を活用して、生徒の交友関係や悩みを把握していく。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、日頃から、学校で少しでも気になる様子があれば教職員は、電話、手紙、通信物等で保護者と連絡をとり、場合によっては家庭訪問、懇談会等の機会を活用する。

- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃から生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくることが大切である。そのためにも教職員は日頃から生徒に声かけする等、コミュニケーションを円滑にとり生徒との信頼関係の構築に努めていく必要がある。

そして、どんな些細な情報であっても、丁寧に応対し担任、学年団、いじめ対策委員会と情報を共有していく。

- (4) 保護者懇談会、通信物等を活用し、生徒のどんな些細な徴候でも遠慮無く相談してもらえるように、保護者に繰り返し発信することにより、相談体制を広く周知する。定期的なアンケート調査等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、生徒のプライバシーには十分に留意して、個人情報保護法に則り適切に管理する。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生

活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめ事象が起こった際には、いじめ対策委員会が中心となり、全教職員が協力し解消に努める。

いじめが「解消している」と判断するのは、いじめ対策委員会であり、少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。

- ① いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月以上、止んでいること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※心身の苦痛を感じているか否かは、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認を行う。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎないので、いじめが再発する可能性が十分にある事を認識し、当該いじめ被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察すること。

## 第5章 その他

(学校の実情に応じて補足すること)